

「地域生活圏」の形成に取り組む「民間の地域経営主体」 の認定要綱

令和8年7月30日（国国計第49号）制定

1. 背景・本要綱の目的

令和5年7月に閣議決定された第三次国土形成計画においては、「人口減少、少子高齢化が加速する地方において、人々が生き生きと安心して暮らし続けていけるよう、生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、それらを内包した地域の文化的・自然的一体性を踏まえ、より広域での日常的生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る」ことが掲げられている。

すなわち、同計画が掲げる「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向けては、以下の3つの連携によって、人口減少、少子高齢化の荒波への適応を図り、日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供される「地域生活圏」を形成することが不可欠であることが示されている。

① 官民パートナーシップによる「主体の連携」

← 財政・人的制約等により、自治体だけで地域の暮らしの維持の方策を企画し、対策を講じることには限界がある。そこで、地域のマネジメントに民間主体が参画し、当該主体のもつ人材・情報・ノウハウ等を注入することが必要である。

② 分野の垣根を越えた「事業の連携」

← 買い物・交通・医療・福祉・教育等の地域の暮らしを支える各種生活サービスが、それぞれの分野ごとに縦割りで事業を行うのではなく、各種事業者が有する情報・技術等のリソースを共有・結合することでシナジーを生み出し、課題解決を図ることが必要である。

③ 行政区域にとらわれない「地域の連携」

← 日常生活における住民の行動範囲は、行政区画に縛られていないところ、当該区画にとらわれず、実際の住民生活の範囲や各種生活サービスの提供エリアを単位として地域経営を行うことが必要である。また、それぞれの地域が持つ各種資源を共有し合い、地域同士が相互に補完し合うことが必要である。

他方、こうした連携は、これを促進する旗振り役、自治体や各種民間事業者等の様々なプレイヤーをつなぐコーディネート主体の存在がいないと進展しないことが十分に想定される。また、市町村の人手や財政に限りがあるのに対し、解決すべき社会課

題が増えていく中において、こうした役割を市町村のみで担うのには限界がある。

そこで、当該役割を果たす民間主体の役割が重要となる。自身が持つ人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメントを行う「民間の地域経営主体」が、自治体の政策立案・実施をサポートすることや、複数分野における事業者間や複数市町村間のハブとなって、これらの連携の促進を図るなど、地域住民の暮らしにかかわる様々な課題の解決を図るためのコーディネート役となることが期待される。

国土交通省国土政策局では、「民間の地域経営主体」を「地域生活圏」の形成における鍵と捉え、当該主体の活動を後押しすることを通じて、全国各地における「地域生活圏」の形成の促進を図っている。

本要綱は、「民間の地域経営主体」として、中長期にわたって地域生活圏の形成に取り組む意思及び具体的プランを有する民間法人を認定し、国としてその活動を後押しするためのものである。

2. 「民間の地域経営主体」の認定及び申請手続き

(1) 認定の申請

(2) の認定を受けようとする民間法人※は、別添様式1、5及び6の申請書類※を作成し、国土交通省ウェブサイトに掲載する提出先まで電子メールにより提出する。

申請受付期間については、都度、国土交通省ウェブサイトに掲載する。

事前相談は随時行っており、申請手続きの円滑化等のため、(2) の認定を受けようとする民間法人は、市町村に申請に係る説明等を行う前に、申請をしようとする内容等について、国土交通省国土政策局総合計画課に事前に相談を行うこととされたい。当該相談の内容について、必要に応じ、国土交通省国土政策局総合計画課から3.(3) に規定する対象地域を含む市町村に情報提供を行うものとする。

※ 申請主体は、営利法人、一般社団法人、NPO法人又はその他の法人格を取得していることが必要である。なお、法人格を取得している団体における内部部局名を申請主体とすることも可能である。

※ 様式5の「<2-2 対象地域について> 申請内容についての市町村への説明実施について」には、3.(3) に規定する対象地域を含むすべての市町村に対する申請内容についての説明実施実績の記載が必要である。

(2) 認定

国土交通省国土政策局長は、3. に従って行われる審査により、(1) の申請を行った法人が、中長期にわたって地域生活圏の形成に取り組む意思及び具体的プランを有する「民間の地域経営主体」と認められる場合、当該法人の認定を行う。

当該審査過程において、国土交通省国土政策局長は、有識者の意見を聴取すること

とする。また、様式5の説明実施実績について3.(3)に規定する対象地域を含む市町村を確認することとする。必要に応じて、申請者に追加の資料の提出及びヒアリングを求めることができる。

認定をしたとき、又は認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を、申請者に通知する。

(3) 認定の有効期間

認定の有効期間は、(2)の認定又は(5)の認定の更新を受けた日から3年を経過する日までとする。

(4) 更新の申請

(2)の認定を受けた法人(以下「認定法人」という。)は、当該認定又は(5)の認定の更新を受けた日から3年を経過する日の90日前から60日前までの間に、認定の更新の申請をするものとする。申請に当たっては、別添様式2、5及び6の申請書類※を作成し、国土交通省ウェブサイトに掲載する提出先まで電子メールにより提出する。

※ 様式5の「<2-2 対象地域について> 申請内容についての市町村への説明実施について」には、3.(3)に規定する対象地域を含むすべての市町村に対する申請内容についての説明実施実績の記載が必要である。

(5) 更新

(2)の規定は、(4)の申請に対する更新を行う場合について準用する。

(6) 重大な変更の申請

認定法人は、認定等((2)の認定、(5)の更新又は(7)の変更の認定をいう。以下同じ。)を受けた申請書の内容のうち、以下に掲げる変更をしようとするときは、変更の申請をするものとする。申請に当たっては、別添様式3、5及び6の申請書類※を作成し、国土交通省ウェブサイトに掲載する提出先まで電子メールにより提出する。

- ・ 認定法人の名称又は住所の変更
- ・ 3.(3)に規定する対象地域を含む市町村の変更※
- ・ 取り組みの対象となる生活サービスの種類の変更
- ・ 前に掲げる事項に類する変更

※ 様式5については、変更に係る箇所のみを記載すれば足りる。

※ 対象地域を含む市町村の変更をしようとする場合に限り、様式5の「<2-2 対象地域について> 申請内容についての市町村への説明実施について」に、対象

地域から除かれる市町村又は対象地域に追加される市町村に対する申請内容についての説明実施実績の記載が必要である。

(7) 重大な変更の認定

(2) の規定は、(6) の申請に対する変更の認定を行う場合について準用する。

(8) 認定の失効

(4) に記載する期間に認定の更新の申請がなかったとき、当該認定は、認定又は更新を受けた日から3年を経過する日の翌日から将来に向って、その効力を失う。

(5) に従い、国土交通省国土政策局長が認定の更新をしない旨の決定をし、申請者に通知を行ったときは、当該更新の申請に係る認定は、認定又は更新を受けた日から3年を経過する日の翌日から将来に向って、その効力を失う。

(9) 認定の取消しの申請

認定法人は、認定の取消しを希望する場合、取消しの申請をすることができる。申請に当たっては、別添様式4の申請書類を作成し、国土交通省ウェブサイトに掲載する提出先まで電子メールにより提出する。

(10) 認定の取消し

国土交通省国土政策局長は、認定法人について、「民間の地域経営主体」としての活動に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があったとき若しくは申請書に記載した内容を認定法人が実施していないときその他認定法人としての資格を保持することが適切ではないと判断するに足る事由が生じたとき又は認定法人から(9)の取消しの申請があったときは、認定を取り消すことができる。

(11) 報告の求め

国土交通省国土政策局長は、必要があると認めるときは、認定法人に対して、「民間の地域経営主体」としての活動に関し必要な事項の報告を求めることができる。

3. 「民間の地域経営主体」の認定に係る審査

国土交通省国土政策局長は、以下(1)～(5)の観点を踏まえ、申請を行った法人が、中長期にわたって地域生活圏の形成に取り組む意思及び具体的プランを有する「民間の地域経営主体」と認められるかについて、別添様式の申請書への記載内容を基に審査する。

(1) 「民間の地域経営主体」の活動内容・役割

- ・ 「民間の地域経営主体」は、地域全体のマネジメント役であり、市町村や各種事業者等の地域の様々なプレイヤーをつなぐ、連携をコーディネートする役割を果たす者である。特定の分野に係る事業実施主体としての役割のみを担う意思及びプランしか有さない者は、本要綱の認定の対象とはならない。（なお、特定の分野に係る事業実施主体でありながら（例えば、観光業、小売業、不動産業など）、地域全体のマネジメント・コーディネート役を兼ねる者は、認定の対象となる。）
- ・ 「民間の地域経営主体」が取り組む活動は、買い物・交通・医療・福祉・教育等の地域の暮らしを支える各種生活サービスの持続性の確保を目的とするものである。生活サービスの持続性の確保に継続的・効果的に取り組む上では、地域産業の振興等による地域の生活サービスを支える経済基盤の強化が重要であり、両者に係る取組が一体として行われることが望ましいが、本要綱における認定を受けるためには、少なくとも前者を目的としていることが必須である。
- ・ 「民間の地域経営主体」が取り組む活動は、地域における住民に対する生活サービスの導入・改良等により、地域住民が生活の利便性の改善等の実感を持つことにつながるものでなくてはならない。（取組内容が、地域の課題調査や地域の関係者間の連携体制の構築等、活動の効果・恩恵が住民に行き届くまでに至らない活動のみを行う意思及びプランしか有さない者は、認定の対象とはならない。）
- ・ 「民間の地域経営主体」は、２．（３）に規定する認定の有効期間のみならず、将来にわたって中長期的に活動を行う具体的なプランを有していなければならない。

（２）活動の実施能力・体制

- ・ 申請者は、申請書に記載された事項を実施するために必要な資金計画を有していなければならない。
- ・ 申請者は、申請書に記載された事項を実施するために必要な人員・組織を有していなければならない。

（３）「地域生活圏」を形成する対象の地域

- ・ 「地域生活圏」を形成する対象の地域（以下「対象地域」という。）の範囲については、住民の日常の社会・経済活動のまとまりを有すると考えられる範囲として適切なエリアを設定する必要がある。
- ・ 当該範囲の具体的な規模については、地域ごとの自然的・文化的条件に左右されるため、一律の基準は設けないが、例えば、町内会や商店街等の街区レベルのエリアについては、住民の日常の社会・経済活動のまとまりを有すると考えられるエリアよりも規模が小さいと考えられ、適切なエリア設定とはいえない。
- ・ なお、行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点から、市町村界にとらわれ

ずにエリア設定を行うことが重要であるが、住民の日常の社会・経済活動のまとまりを有すると考えられる範囲が市町村界を跨がないことも想定されるため、認定の対象には、対象地域が一の市町村内に限られるものも含まれる。

- ・ 同一のエリアを対象地域とする他の認定法人が存在する場合、当該認定法人と協力体制を構築し、一体となって活動を行うことが望ましい。少なくとも、当該他の認定法人との関係が不良であること等を理由として、対象地域における地域生活圏の形成に係る取組の推進に支障を生じさせてはならない。

（４）「民間の地域経営主体」と対象地域の関係

- ・ 「地域生活圏」の形成に向けて行う取組は、短期的に行われる一過性の行為ではなく、対象地域の将来の在り方を構想し、その実現に向けて中長期的に取り組まれるものである。したがって、本要綱の認定の対象となる「民間の地域経営主体」は、対象の地域に社会的・経済的に定着・密着し、活動の基盤を有している者であることが必要である。
- ・ 本要件の充足性については、申請者が対象の地域に事業所や支所等を設置して活動しているか、地元の企業・団体等が一定の出資を行っているか、過去に対象地域において一定の活動実績を有しているか等を総合的に勘案して判断する。

（５）欠格事由

- ・ 次のいずれかに該当する法人は、認定を受けることができない。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
 - ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者
 - ニ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する者
 - ヘ 2.（10）に基づき本要綱の認定を取り消された者であって、取消しの日から 5 年を経過しないもの。
 - ト 「民間の地域経営主体」としての活動に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - チ 役員のうちに(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 暴力団員等

- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4. 認定法人の公表

国土交通省国土政策局長は、認定法人について、当該者が中長期にわたって地域生活圏の形成に取り組む意思及び具体的プランを有する「民間の地域経営主体」と認められる法人であることを周知する観点から、認定法人の名称及び活動地域について、国土交通省ウェブサイトにて公表する。

5. 国土交通省国土政策局による助言及び支援

国土交通省国土政策局は、認定法人が地域生活圏の形成に向けて行う各種取組に係る相談のワンストップ窓口として、認定法人に対し、必要な助言等の支援を行うこととする。

附則

- 1 本要綱は、令和8年7月30日から施行する。